

# 令和5年度全国健康保険協会長崎支部保険料率について

資料1-4

令和5年度 長崎支部保険料率は10.21%（令和4年度比-0.26%）の見込み

		全国	長崎支部
共通料率(A + B - C)		4.64 %	4.64 %
A. 第2号都道府県単位保険料率		4.10 %	
B. 第3号都道府県単位保険料率		0.56 %	
C. 収入等の率		0.02 %	
医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)		5.36 %	6.60 %
調整(b)	年齢調整		▲0.23 %
	所得調整		▲0.77 %
医療給付費についての調整後の保険料率(a+b)			5.61 %
所要保険料率(a+b+4.64)			10.25 %
インセンティブ反映前(精算等含む)(c)			10.21 %
インセンティブ反映後(精算等含む)(d)			10.21 %
計		10.00 %	<b>10.21 %</b>

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.53%)、前期高齢者納付金等(3.58%)、保健事業費等(0.56%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.64%)を加算したものである。

(注)・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

(注)・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

(注)・インセンティブ制度の加算額は、令和3年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和5年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(資料3)の「令和3年度(4月～3月確定値)のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

# インセンティブ制度に係る令和3年度実績

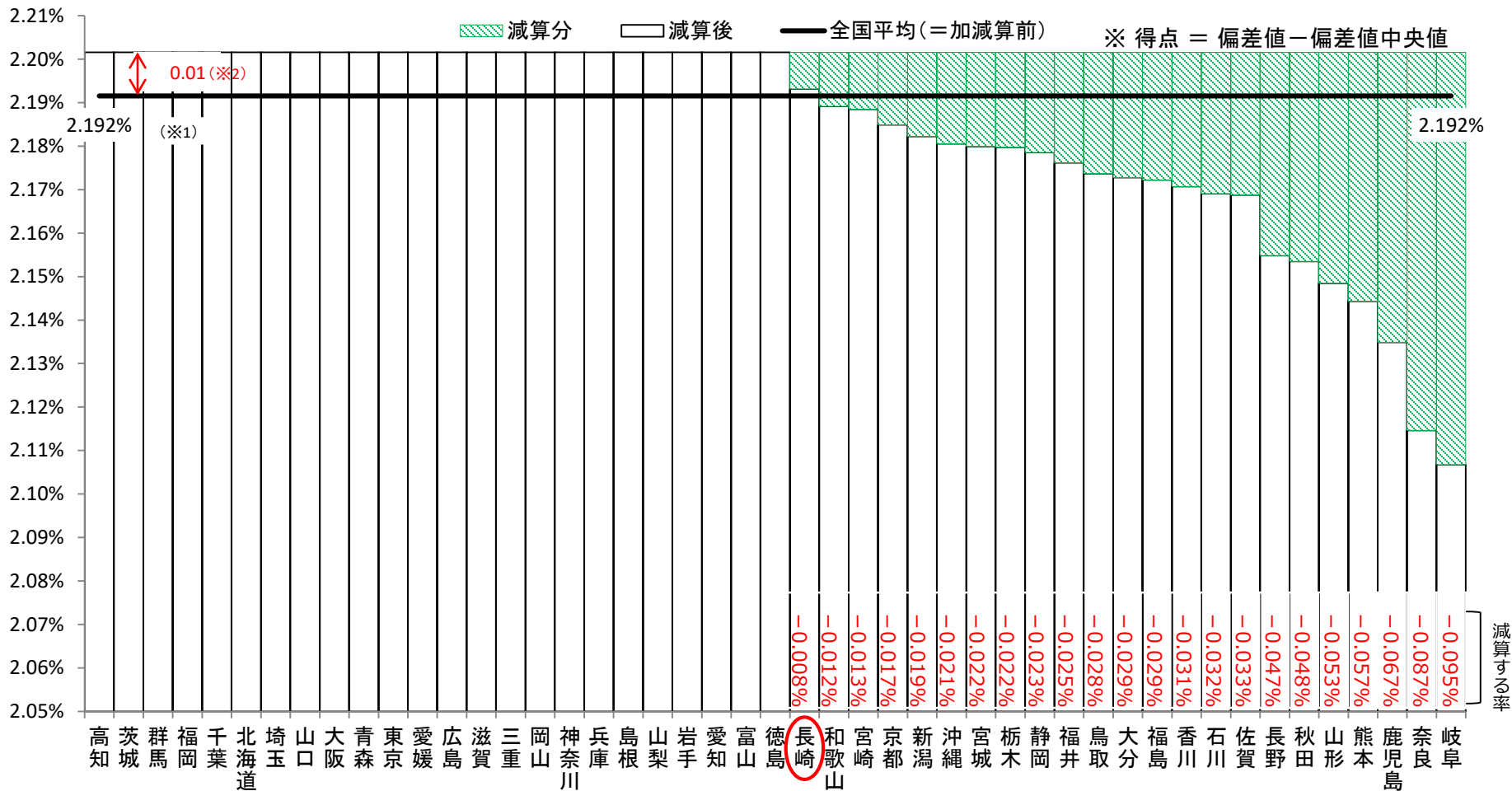
【令和3年4月～令和4年3月分 確定値】  
(一部抜粋)

# 令和3年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた試算

【令和3年度実績評価 ⇒ 令和5年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 令和5年度保険料率の算出に必要な令和5年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和5年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。 〕

加算率0.01



※1 令和5年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和5年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和3年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和5年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和3年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和5年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出するが、現時点では未確定であるため、0.01%で仮置きしている。